

## 介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領

### 1. はじめに

介護保険事業者及び基準該当サービス事業者（以下、「各事業者」という。）は、介護保険事業所及び基準該当事業所において事故等が発生した場合は、利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないと厚生労働省令で定められている。

各事業者の事故報告の範囲、報告様式及び本市おける対応等について、以下のとおりに取り扱いを定める。

### 2. 報告の範囲

各事業者は、次の①～③の場合、報告を行う。

#### ① サービスの提供による、利用者のケガ等又は死亡事故の発生

- 「サービスの提供による」とは送迎・通院等の間の事故も含む。また、在宅の通所・入所サービスおよび施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれる。
- ケガの程度については、医療機関で受診を要したものを原則とする。（注1）
- 事業者側の過失の有無は問わない（利用者の自己過失による事故であっても、注1に該当する場合は報告する）。
- 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは、報告する。
- 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経て死亡した場合は、事業者は速やかに、連絡もしくは報告書を再提出する。

#### ② 食中毒及び感染症、結核の発生

食中毒・感染症・結核について、サービス提供に関連して発生したと認められる場合は、報告する。（例：一週間以内に2名が同一疾病で死亡または重篤な状態となった場合、食中毒感染症に利用者10名以上が発症した場合、小規模の施設で全利用者の半数以上が発症した場合など）

#### ③ 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

報告の範囲は、利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預り金の横領、個人情報紛失など）については報告する。

### 3. 報告先

各事業者は、2で定める事故が発生した場合、5の手順により、次の両者に報告する。

- ① 被保険者の属する保険者（市町村）
- ② 事業所・施設が所在する保険者（市町村）

### 4. 報告の書式

別添「介護保険事業者 事故報告書」を原則とする。

## 5. 報告の手順

- ① 事故後、各事業者は、速やかに電話で報告する（第一報）。
  - 電話の場合は、連絡者の名前を名乗るとともに、市町村の受付者の名前を確認する。
  - 「速やかに」の期限については、社会通念に照らして、必要最大限の努力をして可能な範囲とする。
    - 例1：午後に事故が起こり、処置等のために数時間を要し、終業時間が過ぎた場合には、翌朝早くに報告を行う。
    - 例2：金曜日夕刻に事故が発生した場合には、月曜日朝早くに電話連絡を行う。
- ② 事故処理の区切りがついたところで、定められた書式（4の「事故報告書」）を用いて、文書で報告する。
- ③ 各事業者は、保険者、利用者（家族を含む。以下同じ）及び事業者が事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者に対し、事故報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付する。

## 6. 市の対応

必要に応じて、サービスの現場での事業聴取を行うなど、広域福祉課とも連携しながら管理者に業務改善の指導を行う。また、内容に応じて、大阪府にも報告する。

## 事故報告に対する富田林市の対応マニュアル

事業所から事故報告について、以下のとおり対応することとする。

### 1. 事業所からの電話などによる第一報の取り扱い

聞き取りを行い、事業者名、報告者名、事故内容をまとめて、速やかに簡易回覧する。  
また、事故報告書を出来る限り速やかに提出するよう指示する。

### 2. 報告書の提出時の取り扱い

事業所から事故報告書の提出があった場合、以下のことについて、確認を行い收受回覧する。

- (1) 市は受領時に記入漏れ、記入内容の確認をおこなうとともに、事故の状況について担当者より聞き取りを行い、不十分な内容については、書き直しを命じる
- (2) 利用者及び家族に対して、事故の様子・原因の解明、職員の対応、事業所での再発防止の対策、事後の対応について丁寧に説明できたかを確認し、不十分であれば、再度、面談するように助言する。
- (3) 事業所として損害賠償保険に入っていること、家族には損害賠償の請求が出来ることを伝えたかを確認する。
- (4) 死亡事故の場合は、民事裁判になる場合に備え、可能な限り遺族より死因を聞き出して明記するよう助言する。
- (5) 再発防止のための会議を開催したか。事故対応マニュアル、リスクマネジメントは整備されているかを確認する。

### 3. 事故防止への取り組み

事故報告について年度集計を行い、注意喚起のため、事業者連絡会等において報告するなど事故防止・啓発に向け、情報の共有を図る。